

**「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」
に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方**

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	改正案の「信用格付行為に関する事務処理の誤りを防止するための体制」を整備するにあたっては、実効性のある内部統制システム整備の観点からリスクベースの考え方に則り、広範な事務処理すべてに関して同等の管理をするのではなく、信用評価に与える影響度合いに応じた管理体制を構築していくことが適切と考える。	信用格付行為の正確性や格付プロセスの品質等に影響を与える可能性は、各信用格付業者の業務の特性・規模・複雑性等により異なり得るものであることから、適用対象を何らかの形で一律に限定して規定することは適切ではないと考えられます。 なお、「付与した信用格付と異なる信用格付を提供し、又は閲覧に供することを防止するための体制その他の信用格付行為に関する事務処理の誤りを防止するための体制」とは、必ずしも全ての事務処理に関して同等の業務管理体制の整備を求めるものではなく、各信用格付業者の業務の特性・規模・複雑性その他の諸般の事情を勘案し、個別具体の事情に応じ、信用格付行為の正確性や格付プロセスの品質に与える影響の重要性等に応じた業務管理体制が構築されるべきものと考えられます。
2	改正案の「事務処理」は、きわめて些末なことも含まれることになるように思われることから、「誤った信用格付の提供、閲覧につながる重要な事務処理」とする等、その範囲をある程度重要性等の観点から限定していただきたい。	
3	改正案では、信用格付の公表に関するものに限らず、格付業者に事務手続上のすべての誤りを防止するための業務管理体制の確立を要求しているように読める。改正案の文言は、信用格付行為に関する事務手続の誤りを防止することの最終的な目的を明記することにより、その求める業務管理体制がより明確になるものと思料する。そのために、改正案の文言を以下のとおり変更することを提案する。 「付与した信用格付と異なる信用格付を提供し、又は閲覧に供することを防止するための体制その他の信用格付行為に関する事務処理の誤りにより、信用格付業者の信用状態に関する評価の結果に関して投資者に対して誤解を与えることを防止するための体制」	
4	改正案の施行後、当該条項に関する検査・監督は、「『金融商品取引業者等検査マニュアル』別冊信用格付業者検査マニュアル」の「Ⅱ 1. 経営管理態勢」及び「Ⅱ 2. (3) 信用格付業者の業務の適正を確保するための措置」、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－1 経営管理(共通編)」及び「Ⅳ－1－1 金融商品取引業者の役員」並びに「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(別冊)信用格付業者向けの監督指針」の「Ⅲ－2－1 (3) 信用格付業者の業務の適正を確保するための措置(内部統制システム)」を踏まえて行われると理解してよい。	貴見のとおりです。